

広島県教育委員会教育長告示第三号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を指定したので、同条第二項、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（令和六年総務省令第二号）による改正前の地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の七及び広島県会計規則の一部を改正する規則（令和六年広島県規則第十八号）による改正前の広島県会計規則（昭和三十九年広島県規則第二十九号）第十四条の五の規定により次のとおり告示する。

令和六年五月十三日

広島県教育委員会

教育長 篠 田 智 志

| | | | |
|------------|-----------------|-----------|--|
| 名称 | 所在地 | 指定をした日 | 委託を受けて納付を行うことができる歳入及び歳入歳出外現金の納付の委託を受けることができる期間 |
| PayPay株式会社 | 東京都千代田区紀尾井町一番三号 | 令和六年三月二九日 | 広島県立歴史民俗資料館入館料 広島県立歴史博物館入館料 |
| | | | 令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで |